

各土木事務所長  
土木部各課長 様

土木部長

医療保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限について（依頼）

医療保険（健康保険）の被保険者証については、技術者等の雇用関係の確認資料の一つとして、入札参加者（受注者）に対し、その写しの提出を求めているところですが、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）において、保険者番号及び被保険者等記号・番号（以下「被保険者等記号・番号等」という。）について、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止する「告知要求制限」の規定が設けられ、令和2年10月1日以降、本人確認等を目的として被保険者等記号・番号等の告知を求めることが禁止されることに伴い、下記のとおり取り扱うこととしましたので、適切な対応をお願いします。

記

- 1 入札参加資格確認申請時の配置予定技術者名簿や現場代理人・技術者届など、技術者等の雇用関係の確認資料として、医療保険（健康保険）の被保険者証の写しの提出を受ける場合は、被保険者等記号・番号等にマスキングを施された写しの提出を受けること。
- 2 被保険者等記号・番号等にマスキングが施されていない写しの提出を受けた場合には、当該写しの提供を受けた者においてマスキングを施すこと。

（問い合わせ先）

土木政策課 契約担当

TEL：088-823-9813